

よくあるご質問 Q&A

【事業内容について】

Q1. 稲わら等農産物（木質以外）の原料を使用した技術開発の応募は可能ですか

今回の公募は木質バイオマスの加工・利用技術の確立が目的となりますので、木質由来以外の原料を使用した応募は一切認められません。

Q2. 輸入材の使用も可能ですか

木質バイオマスの加工・利用技術の確立が目的となりますので、実証実験等の材料として輸入木材を使用することについて制限はありません。

Q3. 中古機器を使用したいのですが

木質バイオマスの加工・利用技術の確立が目的となりますので、実証実験等の際に中古機器を使用することについて制限はありません。ただし、価格については審査の対象となります。

【申請書の作成・提出について】

Q4. 複数年度事業でも応募可能ですか

事業計画が複数年度にまたがる事業でも申請可能です。ただし、今回の公募による助成は単年度のみとなります（次年度以降の助成について約束するものではありません）。

Q5. 応募申請書類を事務局に直接持参して提出することはできますか

郵送・運送のみの受付とします。お送り頂く際は書留もしくは宅配便等の配達記録が残る方法で提出してください。

Q6. 他の事業者と共同で申請したいのですが

複数の事業者により申請する場合は、助成金の支払いを受ける事業者を申請者とし、代表者以外の方を共同事業者として申請してください。

Q7. 申請者の印鑑は実印ですか

実印を押印してください。印鑑証明の添付は必要ありません。

Q8. 公募要領や申請書類をダウンロードできないのですが

事務局にお問い合わせ下さい。

Q9. 選定結果はいつ頃、どのようにしてわかりますか

7月中旬に選定を行い、結果を7月下旬頃に当社から郵送にて通知する予定です。また、当社

ホームページでも選定結果を公開します。電話等による個別のお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

Q10. 交付決定通知を受けてから、申請した内容を変更したい場合はどうなりますか

交付決定通知を受けてから申請した内容を変更したい場合、様式第3号の事業変更承認申請書を提出していただきます。届け出をしないで工事を変更した場合、助成金の交付を受けられない場合があります。変更がある場合、事前に事務局までご連絡ください。

【経費の精算について】

Q11. 経費の助成対象期間を教えてください

交付決定日から平成26年3月7日（金）までとなります。

Q12. 必要経費について、助成金を精算前に受け取ることはできますか

基本は精算払いとなりますので、実際に要した額で請求して頂くこととなりますが、必要があると認められた場合には概算払いも可能となります。概算払いを希望される場合は、事前に事務局までご連絡下さい。

Q13. 交付決定通知を受けてから、申請した経費の配分を変更する場合、どうしたらいいですか

交付決定通知を受けてから申請した経費の配分を変更する場合は、様式第3号の事業変更承認申請書を提出していただきます。届け出をしないで工事を変更した場合、助成金の交付を受けられない場合があります。変更がある場合、事前に事務局までご連絡ください。

Q14. 対象設備を設置済み、または工事中の場合は助成対象になりますか

助成金の交付決定を受けた後で着手するものが対象となりますので、すでに対象設備を設置済み、または工事中の場合は助成対象経費に含まれません。

Q15. 精算の際必要な書類（領収書、納品書等）を紛失してしまいましたが、助成金を受け取ることが出来ますか

領収書や納品書などを紛失した場合、その分については助成対象となりませんのでご注意ください。